

平成29年12月22日

平成29年

第1回教育委員会臨時会議録

大田区 教育委員会

平成 29 年 12 月 22 日（金曜日）午前 11 時 10 分から

1 出席委員（6名）

小 黒 仁 史	教育長	
鈴 木 清 子	委 員	教育長職務代理者
芳 賀 淳	委 員	
三 留 利 夫	委 員	
弘 瀬 知江子	委 員	
後 藤 貴美子	委 員	

2 出席職員（2名）

教育総務部長	水 井 靖
教育総務課長	森 岡 剛

3 日程

日程第1 教育長職務代理者の指名について

日程第2 議案審議

第27号議案 教育長の兼業及び職務専念義務の免除について

~~~~~  
(午前11時10分開会)

○教育長

ただいまから、平成29年第1回大田区教育委員会臨時会を開会いたします。

私は、平成29年12月22日付で、教育長に就任いたしました、小黒仁史でございます。本日より、「地法教育行政の組織及び運営に関する法律」改正後の、新制度での教育長として、会議を主宰させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

本日教育長を拝命いたしました。私は大田区教育委員会では指導主事、指導課長、学校長として仕事をさせていただきました。大田区の教育の中で仕事をしてきたところでございます。昨日までは東京福祉大学で教育学部の教授をしておりましたけれど、この度教育長のお話をいただきまして、大田区の子どものため、教育のために微力ですが尽力できればと思っております。よろしく願いいたします。

また、同じく本日付で、弘瀬委員と後藤委員もあらたに委員に就任されました。

両委員からも、ご挨拶をいただきたいと存じます。

○弘瀬委員

先程区長から任命いただきました、弘瀬と申します。今までは、大田区の学校医会で小児科医の立場として子どもたちの健康管理を、ごく一部ですが私なりに担ってまいりました。これからはもっと大きな組織の中で頑張っていければいいと思っております。

## ○後藤委員

私は本日付で教育委員に任命されました、後藤貴美子と申します。どうぞよろしくお願いたします。子どもが二人おりまして、私の立ち位置はPTAの方からということで、保護者の話を聞かせていただければというところで選出していただきましたけれども、上の子どもどものときの3年間PTA役員をさせていただきまして、今、下の子どもが5年生で在学しております。下の子どもどもの3年間はPTA会長という任務を仰せつかりまして、今、西六郷小学校でPTA顧問を、後は地域の青少対の六郷地区委員会でジュニアリーダー部の委員をさせていただいております。また、西六郷二丁目町会の、後に青年部になり得る会ということで、郷絆会というおみこしの会を石渡会長様が立ち上げられましたので、そちらの方で副会長という任務を仰せつかっております。

今度は教育委員ということで、大田の子どものために、学校教育、先生方、子どもたち、保護者の意見をたくさん聞いて、これからの子ども達がよりよい環境で育っていくことを願ひまして、微力ながら尽力させていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

## ○教育長

ありがとうございました。

それでは、これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に芳賀委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第1は、「教育長職務代理者の指名について」でございます。

## ○教育総務課長

それでは、教育長職務代理者の指名についてご説明いたします。

平成27年4月に施行されました、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第13条第2項で、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されております。

12月21日付退任されました、津村教育長の教育委員としての任期中は、経過措置の適用により、旧法により委員長及び委員長職務代理者をお選びいただいておりますが、小黒教育長の就任により新制度に移行することになりましたので、本規定に基づき、教育長職務代理者を、教育長が指名するというごさいます。

なお、法律には、教育長職務代理者の任期についての規定はないことから、教育長が決定することとなります。

## ○教育長

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、新制度への移行にともない、教育長職務代理者を指名いたします。任期は、教育長が新たに職務代理者を指名するまでの期間とし、鈴木委員にお願いしたいと考えておりますが、お引き受けいただけますでしょうか。

## ○鈴木委員

はい。ただいまご指名いただきました。微力ではございますが、お力になればと思っております。皆様のご協力をお願いして、お引き受けいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

## ○教育長

それでは、よろしくお願ひいたします。

鈴木委員、ありがとうございます。

なお、大田区教育委員会会議規則第5条では、委員会の席次は会議に諮ることとなっておりますが、これまで年配者を上席とするということが慣例となっております。本日は、この慣例にならい、お席を用意いたしました。このままでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

ありがとうございます。

それでは、次の日程に移ります。日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

## ○事務局職員

日程第2は、「議案審議」でございます。議案を読み上げます。

「第27号議案 教育長の兼業及び職務専念義務の免除について」でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

## ○教育長

本議案は、教育長である、私の一身上に関する事案です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、当事者は議事に参与することはできないとされておりますので、議事進行を教育長職務代理者にお願いしたいと思っております。

## ○教育長職務代理者

それでは、私が議事進行を務めさせていただきます。先程、教育長から当事者は議事に参与することはできないとのご説明がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項但し書きの規定により、委員会の同意を得られれば会議に出席し、発言することができます。委員の皆様にお諮りします。小黒教育長にこのままご出席いただいでよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長職務代理者

異議なしと認め、このまま会議を続けさせていただきます。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長

第27号議案、教育長の兼業（及び職務専念義務の免除）についてご説明いたします。  
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第11条第7項により、「教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」と定められております。

小黒教育長は、これまで東京福祉大学教育学部教授として、学生の指導にあたっておられましたが、このたび、大田区教育長に任命されたことに伴い、同大学の教授を辞職されました。しかし、年度途中で、指導にあたってきた学生への責任もあり、特任教授という非常勤職員の身分で平成30年2月まで学生への指導を継続したいとのご希望がございます。

本件は、この特任教授を兼業することの可否についてお諮りするものでございます。

許可の基準につきましては、特別区人事委員会規則「営利企業等の従事制限に関する規則」にもとづき、職員の兼業許可等に関する事務取扱規程等を準用し、職務の公正円滑な執行に支障がないかどうか、という視点からご判断いただくこととなります。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（同法）第11条第5項では、教育長の職務専念義務について定められておりますが、「大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例」により、教育委員会が承認した場合には、職務専念義務が免除されるということとされており、職務専念義務の免除についても併せてお諮りいたします。

従事する事務の詳細及び大学での講義等の日程につきましては、資料のとおりでございます。

○教育長職務代理者

ただいまの説明にご意見、ご質問はありませんか。

○芳賀委員

職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の第5条1号では、兼業のために時間を割くことによって職務の遂行に支障をきたすおそれがあると認めるときは兼業の許可をしないとなっているのですが、いろいろ時間割表などを出してくださっているのですが、大学との往復の時間とかそういうことを加味してどういう影響があるのか、あるいはないのかということをお教えいただけますか。

○教育長職務代理者

教育長の発言を許可します。

○小黒教育長

職務遂行に支障をきたさないよう、教育長としての職務を最優先に考えて取り組んでいきたいと思っております。

○教育長職務代理者

ほかに、ご意見、ご質問はありませんか。

第27号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

第27号議案について、原案どおり決定いたします。

それでは、ここから議事進行を教育長に戻させていただきます。

○教育長

兼業につきましては、くれぐれもこちらの職務が滞らないような形でやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

これをもちまして、平成29年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。

(午前11時25分閉会)